

令和元年5月15日  
株式会社 栃木銀行

お客様各位

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関するガイドラインに基づく預金等規定の改定について

日本を含めた国際社会では「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関する重要性が高まっており、当行においても重要な課題として取り組んでおります。

このような情勢の中、金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(平成31年2月)」を踏まえ、預金等規定を改定いたします。

規定改定後は、お客様に関する情報等を適切に把握するため、お客様の「お取引の目的」等お客様に関する「情報」を、窓口や郵便等により確認させていただく場合がございます。その際には、本人確認書類や各種確認資料等のご提示をお願いする場合がございます。確認させていただくお客様は、新規にお取引いただくお客様に加え、既にお取引をいただいているお客様も対象となります。

当行が確認のために求める情報や資料のご提出に関し適切にご対応いただけない場合は、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客様におかれましては、一部のお取引を制限させていただく場合があります。

また、当行がお客様からご提示等いただいた情報や資料の内容によりましては、各種規定に定めるとおり一部のお取引を制限させていただく場合があります。

※既にお取引のあるお客様におかれましては、令和元年8月以降、お客様の取引の内容や状況等に応じて、お取引目的等お客様に関する情報を、窓口や郵便等により、再度の確認をさせていただく予定です。

なお、令和2年4月民法改正を踏まえた預金等規定改定についても、現在検討しております。詳細が確定次第、改めてご連絡申し上げます。

## 1. 対象となる主な預金等規定

令和元年8月1日(木)より改定予定

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| ・普通預金規定   | ・総合口座取引規定 | ・貯蓄預金規定  |
| ・通知預金規定   | ・納税準備預金規定 | ・定期預金規定  |
| ・当座勘定規定   | ・財形預金規定   | ・譲渡性預金規定 |
| ・外貨普通預金規定 | ・外貨定期預金規定 |          |

## 2. 主な改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。  
普通預金規定以外についても、同様の改定を行います。

### ○「取引の制限等」条項を新設

#### 13（取引の制限等）

- (1) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

### ○「解約等」条項を一部追加・変更（下線部分が変更箇所）

#### 14.（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

### ○「規定の変更」条項を新設

#### 20.（規定の変更）

本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭への表示またはその他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

お近くの窓口へお問合せ下さい。

（受付時間） 平日：9：00～17：00